



しぶや青色

令和8年 7月号 第643号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

<< 8月のお知らせ >>

記帳のご相談や各種ご相談につきましては、

事前にご予約のうえ、ご来局くださいますようお願いいたします。

また、各種情報につきましては、当会ホームページでもご覧いただけます。

URL : <http://www.428aairo.jp/>



～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

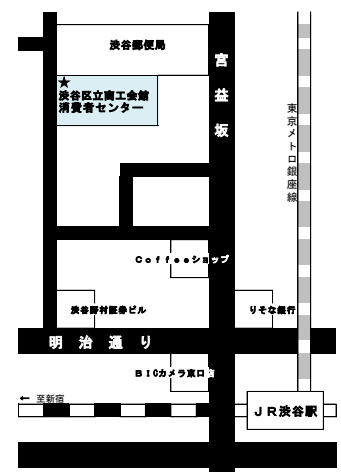
これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 日 時 | 8月27日(木) |
| | 午前の部(事業所得者向け) 9:30~12:30 |
| | 午後の部(不動産所得者向け) 13:30~16:30 |
| | 8月28日(金) |
| 日 時 | 午前の部(不動産所得者向け) 9:30~12:30 |
| | 午後の部(事業所得者向け) 13:30~16:30 |
| 会 場 | 渋谷区立商工会館 2階 セミナー室 渋谷区渋谷 1-12-5 |
| 定 員 | 午前・午後の部 各4名 |
| 費 用 | 無 料 |
| 申 込 | 事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043) |



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aairo.jp/>

● 税務署からのお知らせ ●

簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している方は、令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

10万円控除要件が変わります

令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色特別控除が適用できなくなります。

| 収入金額 | 改正前 | 改正後 | |
|----------|--------|-------------------|-----------------------|
| | | 【簡易簿記】 | 【複式簿記+e-Tax】 |
| (2年前) | 【簡易帳簿】 | 【簡易簿記】 | 【複式簿記+e-Tax】 |
| 1,000万円超 | 10万円 | 0円 (控除対象外)(※1) | 65万円又は 75万円(※1, 2) |
| 1,000円以下 | 10万円 | 10万円 | |

※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易帳簿の場合と同様に最大10万円となります。

※2 改正後の65万円控除の要件(複式簿記+e-tax)に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。

~~~~~\*~~~~~\*~~~~~\*~~~~~\*~~~~~\*~~~~~

## 書類の送付先が変わります

令和8年7月10日(金)から「東京国税局業務センター渋谷分室」が「東京国税局大手町業務センター」に統合されます。

令和8年7月10日以降、申告書及び添付書類等お書類を郵送で提出される場合は、「東京国税局大手町業務センター」宛てに郵送していただきますようお願いいたします。

|     |                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 宛 先 | 郵便番号 100-8156<br>東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館<br>東京国税局大手町業務センター行 |
|-----|------------------------------------------------------------------|

## 【 今月のスケジュール 】

### 7 月

| 日 | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土 |
|---|----|----|----|----|----|---|
|   |    |    | 1  | 2  | 3  | ④ |
| ⑤ | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | ⑪ |
| ⑫ | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | ⑱ |
| ⑲ | ⑳  | 21 | 22 | 23 | 24 | ㉕ |
| ㉖ | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |   |

7月10日（金）：源泉所得税納期の特例納期限  
7月15日（水）：税理士先生による無料相談会  
7月20日（月）：海の日（祝日）  
7月31日（金）：申告所得税及び復興特別所得税  
令和8年分の予定納税減額申請期限  
1期・2期分 7月1日～7月15日  
※記帳・相談等ご利用の方は、予約をお取りください

03-3463-7043まで

### ●記帳は会計ソフトで・申告はe-Taxで●

事業所得者、不動産所得者（事業的規模）の方へ

「やよいの青色申告」（ウィンドウズ利用者）・「ジョブカン青色申告」（Mac 利用者）

始めてみませんか？ 会計ソフトを使って日々の帳簿付け等お手伝いします。

### ●青色共済からのお知らせ●

“青色ドック” 年一回の健康診断、「市ヶ谷会場」での受診が出来ます。ご希望の方はお早めに申告会事務局までお問合せください。

## 青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問合わせください。

### 1. 各種保険共済制度

- ・青色共済保険・医療保険・傷害保険・交通事故傷害保険・青色ガン保険・介護保険
- ・自転車保険・自動車共済・火災共済・青色PL保険等

### 2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。  
リゾートでゆっくりリフレッシュ。  
ゴルフからお子様向け手作り工房などお楽しみいただけます。

### 3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

### 4. 大樹生命（旧三井生命）保険の割引

個人で加入している大樹生命の保険料が割引になります。  
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。

### 5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！



## ●都税についてのお知らせ●

# 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

### <減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までの間に新築された住宅

**耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

### <減免の対象② 耐震化のための改修>

ア 昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和13年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

イ 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅

**一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

### <減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分\*<sup>1</sup>について、固定資産税・都市計画税(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)を**全額減免**\*<sup>2</sup>

\* 1 アの住宅で、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

\* 2 アの住宅については、耐震減額適用後全額減免



### <減免を受けるための手続>

①及び②イの場合には「固定資産税減免申請書」、②アの場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real\\_estate/kotei\\_tosi/taishin](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi/taishin)

